

民間投資の促進について

国土強靱化に資する民間投資の促進を図るため、内閣官房及び関係府省庁等は次の三つの取組を重点的に行う。

①民間投資促進施策の企画・立案、調整

国土強靱化に資する民間投資促進施策（予算・税制、制度の拡充・見直し等）について、「国土強靱化に資する民間投資促進に関する課長会議」において、現行施策を把握するとともに、国土強靱化基本計画等を踏まえ、今後の施策を各府省庁と連携しつつ検討し、必要に応じて、総合調整を行う。

関係府省庁は、課長会議等における検討・総合調整の結果を踏まえ、今後の民間投資促進施策を企画・立案し、平成27年度予算要求、税制改正要望、制度改正等を行う。

②優良事例集の作成

内閣官房は、これまでに行われた民間企業の国土強靱化に資する優良な取組（投資）事例について、課長会議を通じて関係府省庁、経済団体等の協力を得て収集し、今年度内を目途に優良事例集としてとりまとめ、公表し、広く周知することにより、民間企業による自主的な取組の促進を図る。

③企業の国土強靱化に資する取組の評価手法の研究

企業が自社の国土強靱化に資する取組の状況を客観的に評価できれば、今後の取組を計画的に推進することができることから、内閣官房において、企業の国土強靱化に資する取組の現状の定量的把握に向け、優良事例等の研究を実施する。

(参考)国土強靱化に資する民間投資促進の体系

民間投資促進に関する意見等

- ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会
 - ・毎回の会合における委員の意見
 - ・民間団体の提言（第5回、第10回、第11回）
- 政策大綱、基本計画に対する民間団体の意見（平成25年4月、平成26年2月）

